

## 函館市ファミリー・サポート・センター子育て応援券交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の経済的な負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の保護者に対し、函館市ファミリー・サポート・センター子育て応援券(以下「応援券」という。)を交付する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援券の交付を受けられることができる者)

第2条 この要綱により応援券の交付を受けられることができる者は、函館市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)の会員のうち、函館市に住所を有するひとり親家庭の父または母であって、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の支給を受けているもの、または函館市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年7月17日条例第13号)の規定による医療費の助成を受けているものとする。

(交付申請)

第3条 応援券の交付を受けようとする保護者は、子育て応援券交付申請書(別記第1号様式)をセンターに提出しなければならない。

(交付等)

第4条 センターは、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、対象となる保護者に対し原則として50枚を上限として応援券を交付する。

2 センターは、応援券を交付した保護者について、子育て応援券交付台帳(別記第2号様式)に必要事項を記載し、整理するものとする。

3 応援券の使用期間は、交付を受けた会計年度の末日までとする。

4 応援券の交付を受けた保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日以後、交付を受けた応援券を使用することはできない。この場合において、未使用の応援券はセンターに返還するものとする。

(1) 対象となる子どもが死亡したとき。

(2) 対象となる保護者が函館市から転出したとき。

(3) その他対象となる保護者が応援券の交付を受ける要件に欠けたとき。

5 交付を受けた応援券を全て使用し追加交付を受けようとする保護者は、第3条の規定により申請書を提出するものとする。

(応援券の使用)

第5条 応援券は、センターの提供会員による子育て支援サービスを利用した場合において、依頼会員が提供会員に支払う対価の一部として使用することができる。

2 前号の対価は、函館市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第10条に規定する報酬とし、交通費、その他の実費および育児の援助の申込みの取消し等に伴う金銭の支払いは含まないものとする。

(不正使用等の禁止等)

第6条 応援券の交付を受けた保護者は、当該応援券を交換し、譲渡し、売買し、または偽りその他不正な行為により使用してはならない。

2 センターは、応援券の交付を受けた保護者が前項の規定に違反したと認めるときは、交付した応援券を返還するよう求めるものとする。

3 市長は、応援券の交付を受けた保護者が偽りその他不正な行為により当該応援券を使用した場合において、センターの提供会員等が函館市ファミリー・サポート・センター会則（以下「会則」という。）第11条第4項の規定により当該使用に係る助成金を受領しているときは、当該保護者に対して当該助成金に相当する金額を市に支払うよう請求するものとする。

(助成金の請求)

第7条 提供会員は、会則第9条第11項に規定する援助活動報告書に使用済みの応援券を添えて、センターに報告するものとする。

2 センターは、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、会則第11条第3項の規定による助成額に加え、使用済み応援券の券面金額を助成金として提供会員に支払うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

子育て応援券交付申請書

年 月 日

函館市ファミリー・サポート・センター 様

申請者 住 所  
氏 名（保護者）  
電 話  
会員番号

函館市ファミリー・サポート・センター子育て応援券交付事業実施要綱  
第3条の規定により、函館市ファミリー・サポート・センター子育て  
応援券の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

対象児童名 (生年月日)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書（写） <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証（写）

【センター処理欄】

応援券発行No.	
備 考	

